

H 2 0 . 3 . 1 8 原案可決

道路特定財源の暫定税率等の維持による道路財源の 確保を求める意見書

和歌山県は、国土軸から離れ半島に位置し、移動手段を自動車に大きく依存しているにもかかわらず、国道・県道の道路改良率が全国ワースト2位であるなど道路整備が著しく立ち遅れている。

このため、紀伊半島を一周する高速道路を初めとした道路ネットワークの整備は、医療や教育機会といった人が暮らすための平等な権利の保障や、企業立地や観光振興などの経済活動の基本的な機会の保障などの観点、さらに「東南海・南海地震」への備えなどから必要不可欠であり、県民が長年にわたり熱望しているところである。

昨年11月に示された「道路の中期計画（素案）」を確実に実行し、地方に真に必要な道路整備を計画的に進めるためには道路財源の安定的な確保が必要である。

このような中、国会において道路特定財源の暫定税率等の延長に関する法案が審議されているが、その中には、あたかも道路特定財源が余っているかのような論調で道路特定財源の一般財源化と関係諸税の暫定税率の廃止を求める意見も出されている。

しかし、地方では毎年度、道路特定財源を上回る多額の一般財源を必要な道路整備のために充てており、道路特定財源の地方への配分割合を高めるよう求めているところである。

また、現行の暫定税率が廃止された場合、国・地方合わせて総額約2.6兆円の減収となり、本県においても道路予算が激減し、新たな道路整備だけでなく、老朽化する橋梁等の維持更新すらできない状況に陥る。今後、選択と集中により徹底した道路事業の絞り込みを行っても、なお必要な道路整備が多く残されている現状において、仮に道路財源が確保できない場合、県財政へも重大な影響を与えかねず、本県にとって死活的な問題となる。

については、このような状況を踏まえ、政府・国会は次の事項について留意されることを強く要望する。

記

- 1 租税特別措置法等の改正手続きを年度内に確実に行うことにより、道路特定財源に関する関係諸税の暫定税率を10年間延長すること。

- 2 遅れている地方の道路整備と計画的修繕・更新を地方公共団体が主体的に行うため、地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。
- 3 道路の中期計画（素案）を確実に実行し、地方に真に必要な道路整備を計画的に進めるため、道路特定財源は、受益者負担という趣旨に反することなく、道路整備及び維持管理のための財源として確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

行政改革担当大臣

経済財政政策担当大臣